

里庄町立里庄中学校 いじめ防止基本方針

平成31年3月 改訂

いじめに関する現状と課題

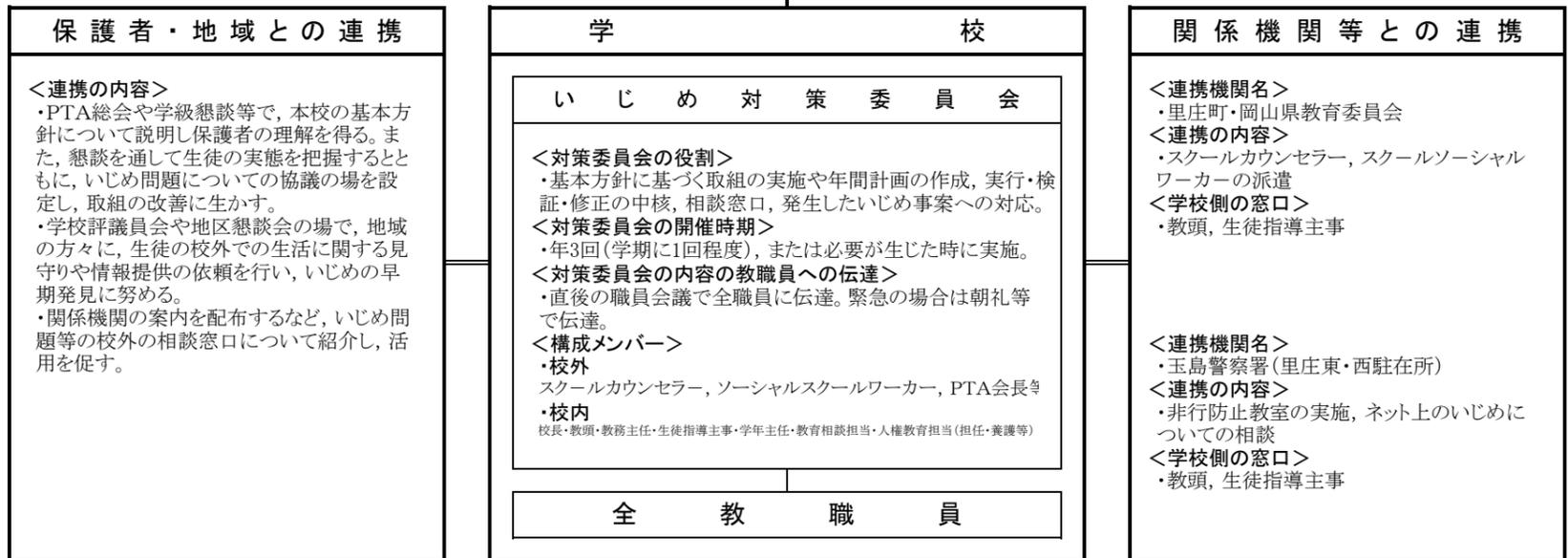
・本校では、時折心ない言動で相手を傷つけてしまったり、SNS等への書き込みに起因する生徒間のトラブルが起こったりすることがある。いじめは絶対に許されないという姿勢と、いじめに発展しかねないことを起こさない、起こさせない「人づくり・集団づくり」が特に重要である。また、いじめにつながる軽微な事象でも見逃さず、いじめの兆候を早期に発見し、適切な対応をすることにより、早期解決に努めることが必要であり、いじめ問題に適切に対処するための教職員の研修も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・岡山県いじめ問題対策基本方針のいじめの定義に則り、対象生徒が心身の苦痛を感じているものはいじめであるとして、学校をあげた取組を推進するため、全職員が共通の認識のもとで指導にあたる。まず、いじめを許さない・容認しない土壌づくりの取組を大切にする。いじめを認知した場合は、いじめ対策委員会を開き、状況の確認・検討を行うとともに、生徒・保護者への支援と対応について協議し、外部機関との連携を図りながら、毅然と対処する。

<重点となる取組>

- ・「思いやり」の土壌を育むために、道徳・学活・特別活動等あらゆる機会を利用して、生徒の心の成長の取組を進める。
- ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための研修や学習を生徒・保護者・教職員に実施する。



学校が実施する取組

①	いじめの防止	<p>(校内指導体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会を中核として、生徒指導体制や教育相談体制を充実する。 (温かい人間関係「絆」づくり) ・「思いやり」の土壌を育むために、道徳・学活・特別活動等あらゆる機会を利用して、生徒の心の成長の取組を進める。そのために、積極的な行動支援(PBIS)や情動や社会性のトレーニング(SELやソーシャルスキルトレーニング)、衝動的な怒りや感情のいらだちを上手にコントロールする方法(アンガーマネジメント)などの学習を多く取り入れる。また、地域での活動を通して、コミュニケーション能力や社会性を育てる。 (温かい雰囲気「居場所」づくり) ・授業や行事等の活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定し、認め合い励まし合う機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる集団づくり、学級づくりを進める。 <p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題を取り扱う校内研修を実施したり、人権・生徒指導などの外部研修に参加したりすることで、現状や実践に即した指導力の向上を図る。 <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための研修や学習を生徒・保護者・教職員に実施する。
②	早期発見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの実態把握のためのアンケート・人権に関するアンケートを原則毎期1回実施する。また、生徒の生活ノートや日頃の会話や様子等からいじめの早期発見を図る。 <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2回の定期教育相談だけでなく、全ての教員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、必要ならばチャンス相談で生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるよう、人間関係や体制を整える。 <p>(情報の共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の言動の変化など異変に気がついた場合は、学年団あるいは朝礼で報告し、情報を共有する。また気になることや生徒の機微については、生徒指導ノートやPC生徒指導ホルダーに記録し、教職員の情報共有化を図る。 <p>(家庭への啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での生徒の様子を見つけるためのポイントを知らせ、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。(いじめ防止対策等のリーフレットの配付)
③	いじめへの対処	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒がいじめを受けていることを認知したり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかにいじめの事実の有無を確認する。 <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめへの組織的対応を検討するために、いじめ対策委員会を開催する。 <p>(いじめられた生徒・保護者への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、解決方法やその後の対応の相談等、当該生徒およびその保護者に対して支援を行う。 <p>(いじめた生徒への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気づくまで、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の生育環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう粘り強く指導を行う。必要ならば、SCやSSW、外部機関との連携を図る。
④	「再発防止」のための	<p>(再発防止のために)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当生徒はもちろん、関係生徒に声をかけ、様子を確認する。(生活ノート等の利用) ・声をかけたことや、それぞれの子どもたちの反応、会話(生活ノート)の内容を連絡し、家での様子も聞き取る。 ・見下した態度や言動、意識はないか、誰に対しても分け隔てない態度をもっているか、HR・授業・業間を通じて様子が見守れるよう教員配置等を配慮する。 ・気になったことはどんなことでもその都度報告(生徒指導ノート・PC生徒指導ホルダー)し合い、必要ときは、本人に確認し保護者にも伝える。 <p>(いじめの解消について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単に謝罪することでいじめが解消したとはとらず、次の2つの要件を満たすことを原則とする。 (1)いじめに関わると思われる行為が少なくとも3か月間継続してないこと。 (2)被害者生徒がいじめに関わる行為で心身の苦痛を感じていないこと。